

道路の供用廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように廃止する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 7 月 2 4 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用廃止年月日
市道	嘉瀬蔵岡線 2 号	新潟市中央区清五郎字川東 191 番 4 地先から 新潟市中央区長潟字新田前 447 番 1 地先まで	平成 2 1 年 7 月 2 4 日